

PFIに関する各種ガイドライン等改正に関する意見公募について

令和 6 年 5 月 11 日
内閣府民間資金等活用事業推進室

この度、PFIに関する各種ガイドライン等改正について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、下記のとおり意見募集（パブリック・コメント）を実施いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、改正に際しての参考とさせていただきます。

記

1. 意見募集対象

- ・「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」改正案
- ・「契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について」改正案
- ・「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」改正案
- ・「PFI標準契約1」改正案

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 内閣府民間資金等活用事業推進室における配布
(千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館14階1418号室)

3. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年5月11日（土）～令和6年5月17日（金）必着

4. 意見提出先・提出方法

日本語にて、別紙の意見提出用紙に記入又はフォームの案内に従い、以下いずれかの方法で送付して下さい。

※お電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

(1) インターネット上の意見募集フォーム

<https://form.cao.go.jp/pfi/opinion-0037.html>

の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送

別紙の意見提出用紙に記載の項目を全て御記入の上、下記の住所宛てにお送り下さい。

5. その他

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。頂いた御意見は、氏名、住所、職業、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

なお、「4. 意見提出先・提出方法」に記載の手段での意見提出が困難な場合には、メールでの提出も可能ですので、個人の場合は、氏名・住所・職業・電話番号・メールアドレスを、企業・団体の場合は、企業・団体名・所在地・部署名及び担当者名・電話番号・メールアドレスを記載の上、以下のメールアドレスに送信してください（締切日必着）。

電子メールアドレス：pfi.post.t9y*cao.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表示しております。送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください。

※メールにて御意見を提出される場合には、件名は「PFIに関する各種ガイドライン等改正に対する意見」としてください。また、ファイル添付によるトラブル防止のため、ファイルの添付はせず、メール本文（テキスト形式）に直接御意見等を入力してください。

6. お問い合わせ先

内閣府民間資金等活用事業推進室 03-5253-2111（内線：34112）

(別紙)

内閣府 民間資金等活用事業推進室 宛

PFIに関する各種ガイドライン等改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[電話番号]	
[職業]	
[メールアドレス]	
[御意見]	